

河北町長 森 谷 俊 雄 様

住所又は
所在地
名称及び
代表者氏名

印

令和2年度河北町オンライン化促進支援事業費補助金交付申請書兼決定通知書

標記補助金の交付を受けたいので、令和2年度河北町オンライン化促進支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

(フリガナ) 名称 (商号または屋号)			
主たる業種		【以下のいずれか一つを選択してください】 ① () 製造業、建設業、運輸業、農林水産業等その他下記以外の業種 ② () 卸売業 ③ () サービス業 ④ () 小売業	
常時使用する 従業員数	人	*常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 *従業員数が中小企業・小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。	
連絡 担 当 者	(フリガナ) 氏 名		役 職
	住所又は 所在地	(〒 -)	
	電話番号		携帯電話番号
	FAX 番号		E-mail アドレス

【振込口座】

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
1 銀行 2 金庫 3 信組 4 農協	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	支店コード (3桁の漢数字)	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 通帳の見開き下の振込先の受取口座 の番号をお書きください。			

2 補助事業の概要

テレワーク形態	【以下のいずれかを選択してください（複数選択可）】 ①（ ）在宅勤務 ②（ ）モバイルワーク ③（ ）サテライトオフィス勤務 ④（ ）Web会議・商談 ⑤（ ）その他（ ）
テレワーク対象者数	計（ ）名 内訳：①常時使用する従業員（ ）名 ②経営者（ ）名
テレワーク環境の整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※補助事業の開始日は令和2年4月7日まで遡及可能

※補助事業の完了日は最長で令和2年12月31日まで

3 経費明細（補助対象経費および補助金交付申請額） (円)

経費区分	内容・必要理由	経費内訳	補助対象経費（税抜）
(1) 補助対象経費合計			
(2) 補助金交付申請額（1,000円未満切捨て、上限100万円）			

※経費区分には要綱の別表に定める「①機器等購入費」から「⑤使用料」までの各費目をご記入ください。

4 その他添付書類

- (1) 補助対象経費がわかる資料の写し（内容記載のある領収書及び写真）
- (2) テレワーク環境整備計画書（様式第2号）
- (3) 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第3号）

指令第 号
年 月 日

様

河北町長 森 谷 俊 雄

年 月 日付で申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので、令和2年度河北町オンライン化促進支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定及び額の確定額 円

住所又は
所在地
名称及び
代表者氏名

印

テレワーク環境整備計画書

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、以下のとおりテレワーク環境を整備し、職場環境の改善に取り組めます。

1 テレワーク環境による主な業務	
2 テレワーク環境整備後の勤怠管理・コミュニケーション	
3 テレワーク環境整備による効果	
4 テレワーク環境イメージ図	
導入前	
導入後	

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

名称及び代表者氏名

印

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること